

戸田市立教育センター建物総合管理業務委託について、下記のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び戸田市契約規則（平成元年規則第14号。以下「規則」という。）第3条の規定により告示する。

令和8年7月16日

戸田市長 菅 原文 仁

記

1 入札対象業務委託

- (1) 業務委託名 **戸田市立教育センター建物総合管理業務委託**
- (2) 委託場所 戸田市地内
- (3) 設計額 **金23,760,000円**（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 予定価格 **金23,760,000円**（消費税及び地方消費税含む）
- (5) 委託期間 **令和8年10月1日から令和11年9月30日まで**
- (6) 業務内容 **仕様書のとおり**

2 入札手続等の方法

- (1) この業務委託は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う業務委託である。システムにより参加する者（以下「電子入札参加者」という。）については、この告示に定める以外は「戸田市物品購入等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）」による。
- (2) この業務委託の入札に参加する者で紙入札方式を希望する者（以下「紙入札参加希望者」という。）については、紙入札方式参加申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- (3) この業務委託は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札（入札執行の時点で有効と推測された入札を含む。）をした者（以下「落札候補者」という。）から順に、入札参加資格の確認を実施し、その者が適格である場合に落札者を決定する一般競争入札（事後審査型）とする。（システム上では、戸田市総務部管財入札課の一般競争入札（標準型）であるので留意すること。）

3 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 入札に参加を希望する電子入札参加者は、競争参加資格確認申請書をシステムにより提出しなければならない。

《提出受付期間》

令和8年7月16日（木）午前8時30分から

令和8年7月30日（木）午後4時まで

なお、システムの利用時間は平日午前8時30分から午後8時までとする。

[注意] 土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びシステムメンテナンス時間は利用できない。（以下、「システムにより提出する」場合については、[注意]に該当する日はシステムを利用できないことから、時間的に余裕をもってシステムを利用すること。）

- (2) 紙入札参加希望者は、紙入札方式参加申請書をe-mail等により提出しなければならない。なお、紙入札方式参加申請書は、入札情報公開システムから取得すること。

ア 提出先 戸田市総務部管財入札課入札担当
e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

イ 受付期間 (1)の電子入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出受付期間に同じ

※ 紙入札方式参加申請書の記名については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

- (3) (1)において競争参加資格確認申請書を提出した者に対しては、システムにおいて競争参加資格確認申請書受付票を確認後発行する。また、紙入札方式参加申請書を提出した紙入札参加希望者に対しては、紙入札方式による参加の可否について、e-mail等にて通知することとする。

※ 紙入札による参加が承認された者（以下「紙入札参加者」という。）に対しては、システムから通知される通知書（保留通知書、落札者決定通知書、再入札通知書、入札中止通知書、取止め通知書等）が一切通知されないので、必要に応じて、この告示文の末尾に記載の問い合わせ先に適宜電話等にて確認をすること。

- (4) (1)の期限後、システムから参加資格確認通知書を発行する。ただし、入札参加資格の確認は、入札執行後、落札候補者のみ行うこととし、入札参加者は落札決定後に公表する。
- (5) 電子入札導入後の経過期間として、(1)及び(2)の受付期間後においても、記4(1)の提出期間内であれば、紙入札方式参加申請書の提出を特例として認めることとするので、希望する者は、この告示文の末尾に記載の問い合わせ先に連絡すること。

4 入札執行の日時等

入札書はシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加者は、入札書を入札情報公開システムから取得し、(2)に記載の方法で提出すること。

(1) 電子入札参加者の入札書のシステムへの提出期間

令和8年7月31日(金) 午前 8時30分から

令和8年8月 5日(水) 午前11時05分まで

入札書提出締切時間を過ぎて、入札書が未到着の場合、辞退したものとみなす。

(2) 紙入札参加者の入札書の提出方法及び提出期間

提出方法 一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出すること。

提出期間 (1)の提出期間に同じ(必着)

※ 上記以外の方法により提出された入札書は**無効**とする。

※ 紙入札参加者の入札書の提出方法の詳細は、入札情報公開システムから「紙入札の案内」を取得し確認すること。

(3) 開札日時

令和8年8月5日(水) 午前11時10分

5 入札に関する注意事項

(1) 入札書に入力する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力(記載)された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に入力(記載)すること。**なお、記載する金額は契約期間全期間の金額とする。**

(2) 入札回数

記1の(3)において設計額が事前に公表されている場合は、1回とする。

記1の(3)において設計額が事前に公表されていない場合は、再度入札は2回までとする。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。また、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができないものとし、再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができないものとする。

(3) 入札の辞退

電子入札参加者についてはシステムにより、紙入札参加者についてはe-mail等により、辞退届を入札書の提出前に提出することで、それぞれ入札を辞退することができる。なお、辞退届は、入札情報公開システムから取得すること。

(4) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 設計額の**110分の100**に相当する金額を超える金額の入札。ただし、設計額が事前に公表されている場合に限る。
- (2) 記3の(3)において、紙入札による参加が承認されなかった者がした入札
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (4) 虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (5) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人に成りすました者がした入札
- (6) その他告示に示す事項に反した者がした入札

7 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

8 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この業務委託の告示日において、**令和7・8年度**の戸田市物品購入等入札参加資格者名簿に、次に掲げるすべての業種で登載されている者であること。

ア 管理業務（清掃）

イ 点検・検査業務（上水槽・貯水槽清掃）

ウ 点検・検査業務（空調機械）

エ 点検・検査業務（防災設備）

オ 管理業務（殺虫・消毒）

カ 管理業務（人間警備）

- (3) この業務委託の告示日において、**戸田市内**に(2)に記載の業種で登載されている**本店**を有する者、又は**戸田市内**に(2)に記載の業種で登載されている**支店・営業所**を有し、かつ契約締結等の権限を有する者であること。
- (4) この業務委託の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) **平成28年4月1日**から告示日までに、**国又は地方公共団体が発注した建物清掃及び常駐警備を含む建物管理業務**を元請けとして**完了**した実績を有する者であること。
- (6) 次に掲げる**ア又はイの免許等**を有していること。

ア 警備業（埼玉県公安委員会の認定）

イ 警備業（埼玉県公安委員会以外の認定）及び埼玉県公安委員会への営業所設置等届出

- (7) この業務委託の告示日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づ

き更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって有効な入札（入札執行の時点で有効と推測された入札を含む。）をした者を落札候補者とする。落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格の確認を実施するため、落札決定を保留し、落札候補者となった者に対しては、e-mail等によりその旨を連絡する。
- (2) 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を実施し、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、他の入札参加者の入札参加資格の確認は実施しない。
- (3) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者の入札を無効又は失格とし、最低価格の次に低い価格を提示した落札候補者について入札参加資格の確認を実施する。また、次の落札候補者についてもその入札が無効又は失格となったときは、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、落札者を決定できるまで入札参加資格の確認を実施する。
- (4) 同額の入札を行った入札参加者が2者いる場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。なお、同額の入札を行った入札参加者が3者以上の場合は、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の確認の結果が、入札参加資格を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する方法でくじを引くこととする。
- (5) 開札から落札決定までの間に、落札候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は失格とし、次に入札価格が低い者を新たな落札候補者とする。

10 落札候補者の入札参加資格の確認

(1) 提出書類

落札候補者は、記8に記載の入札参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（書式については、入札情報公開システムから取得すること。）に下記の書類を添えて提出すること。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

書式については、入札情報公開システムから取得すること。

イ 企業の業務委託実績を証する業務委託契約書の写し（仕様書等を含む）、その他業務委託実績を証明できるもの。

ウ 警備業（埼玉県公安委員会）の認定又は警備業（埼玉県以外の公安委員会）の認定及び埼玉県公安委員会への営業所設置等届出の写し

(2) 提出方法

ア 提出先

記 2 2 に記載するあて先にe-mailにより提出すること。

イ 提出期間

令和 8 年 8 月 6 日（木） 午前 8 時 3 0 分から

令和 8 年 8 月 7 日（金） 午後 4 時まで

提出期間を過ぎた場合は、原則として申請を受理しないので、余裕をもって提出すること。なお、落札候補者が上記の提出期間に(1)の提出書類を提出しないとき又は入札参加資格の審査のために戸田市が行う指示に従わないときは、原則として当該落札候補者は失格とする。また、不足書類を指摘された場合の再提出期限も上記の取扱いと同様とする。

ウ 落札候補者が当該要件を満たしているか否かの確認を行い、結果をイの提出期間の終期の日から 2 日以内（閉庁日は除く。）に連絡する。

エ 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに不服があるときには、結果の通知があった日から 7 日以内（閉庁日は除く。）に、その理由について書面にて、戸田市総務部管財入札課へ説明を求めることができる。

1 1 現場説明会

開催しない。

1 2 仕様書等

仕様書等は、入札情報公開システムから取得すること。

1 3 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質疑応答書を入札情報公開システムから取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、下記(2)のあて先にe-mailにより提出すること。なお、システム、電話、口頭等による質問は受け付けない。

(2) 提 出 先

戸田市総務部管財入札課入札担当

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

(3) 受付期間

告示日から

令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 正午まで

(4) 質問に対する回答

(3)の期限の 2 営業日後までに入札情報公開システムにて公表する。

1 4 最低制限価格

設定する。（戸田市予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要綱第 7 条第 1 項第 3 号の規定による）

※ **最低制限価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く）の制限の範囲内のすべての入札の平均額（千円未満切捨）に10分の8を乗じて得た額とする。**

※ **最低制限価格を下回る価格をもって入札を行った者は失格とする。**

1.5 入札保証金

規則第5条第3項第3号の規定により免除する。

1.6 契約保証金の率及び納付等

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が1件500万円に満たない場合は、規則第28条第3項第4号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領（以下「要領」という。）第6条第4項の規定により免除することができる。
- (2) 契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.7 支払条件

- (1) 前金払
しない。
- (2) 部分払
する。（月額均等払い）

1.8 長期継続契約の特約条項付記

この業務委託は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この業務委託の契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。ただし、このことにより、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は両者協議して定めるものとする。

1.9 損害賠償の予約条項付記

- (1) この業務委託の契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、戸田市業務委託契約約款に定める額を請求することができる。ただし、市に生じた損害額が前記の額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。業務委託完了後も同様とする。
- (2) この業務委託の契約締結後、この契約に関し、落札者の責に帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、所定の割合で計算した損

害金の支払いを契約者に請求することができる。

20 その他

- (1) 提出された各資料は、返却しない。
- (2) 落札者は、この業務委託の履行に当たっては、関連法令等を遵守し、適正に人員を配置すること。
- (3) 入札参加者は入札後、この告示、仕様書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、仕様書等、現場等に重大な変更若しくは不適合があることが判明した場合は、入札の執行を延期すること又はとりやめることがある。

21 契約条項等の閲覧

規則、戸田市業務委託契約約款等は、戸田市総務部管財入札課において閲覧できる。

22 問い合わせ

戸田市総務部管財入札課入札担当

電 話 048-291-8246 (直通)

FAX 048-432-8521

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/173/>